

大江町環境保全型農業推進方針

1 基本的な考え方

(1) 地域農業の現状と課題

本町は、山形県の中央部、村山平野の西部に位置し、朝日山系に源を發し、最上川に注ぐ延長24.2kmの一級河川月布川沿いに、東西24km、南北16kmと細長く伸びた地形となっており、西方は、朝日連峰大朝日岳、小朝日岳、鳥原山等の高山群に囲まれ、起伏の激しい山岳地帯をなし、東に向かうにしたがって標高が下がり、集落が散在し、田、畑、樹園地等の耕地がひらけている。また、総面積の4分の3が国有林を含む林地で占められている。

こうしたなかで、本町の農業は、水稻・果樹を基幹作物としながら、野菜、畑作物、花き、畜産等を取り入れた複合経営が、主体となっている。経営耕地面積は、655haで町の総面積の約4.3%を占め、1戸当たりの平均耕地面積は、1.02haで、1ha未満の小規模農家が全体の58.6%と大半を占めている状況にある。

農業は、農産物生産による所得及び就労機会の確保という経済効果をはじめ、国土保全、自然環境の維持増進にも大きく寄与しているが、本町においては、りんご、ラ・フランス、おうとう等の農産物を全国に誇り得る地域資源として捉え、まちづくりの一翼を担う産業として積極的に振興を図って行く必要がある。

そのため、高収益性作物の導入及び施設化を一層促進するとともに、土地利用型農業あるいは集約型の規模拡大に向けた条件整備の促進と、担い手農家の確保を図りながら、行政、関係機関等が一体となって農業の振興に取り組むことが必要である。

また、農業者の高齢化による担い手不足とそれに伴う地域農業の将来のあり方に関する問題の顕在化が予想されることから、集落の将来の姿を見据えた話し合いを通じて、今後とも農業を主体的に担っていく者と自給的農業に転換する者、農地の利用管理を全面的に委ねる者等の間での役割分担を明確化し、集落としての営農の展開方向を明確にし、地域複合としての農業集落形成を目指して行くことが不可欠となっている。

なお、農業生産の展開にあたっては、優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に基づき農業農村としての魅力ある農地の保全を図るとともに、安全・安心な食料への消費者ニーズの高まりの中で、自然にやさしい環境保全型農業についても重要な課題として捉え、環境負荷の低減だけでなく、例えば「清流月布川」という言葉が示すように良質な水環境の維持など積極的に推進していく必要がある。

また、本町には持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間が存在している。このため、今後とも、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境が提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

(2) 今後の推進方向

本町では、これまでも他産地の米との差別化を図るため、山形県、さがえ西村山農業協同組合など関係機関の協力を得ながら「こだわり米」（減農薬・減化学肥料米等）の推進をはじめとする環境保全型農業に取り組んできているが、作付面積及び取組人数とも一層拡大していかなければならない状況にある。

更に、先述のように水稻に係る環境負荷低減の取組みは徐々に浸透しつつあるが、その他農産物での環境負荷低減の取組みは未だ不十分と言わざるを得ない。

今後は、幅広い農業関係者の協力を得ながら、水稻のみならず全ての農産物について、地域の有機性資源の有効利用と土づくりを基礎に、生産性や品質向上を図りながら農薬・化学肥料の効率的利用によりこれらへの依存を減らすなど農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を目指す。併せて、カエル、トンボ、タニシ、カモなどの生きものと共生する農業生産の推進を図る視点で、冬期湛水管理、簡易ビオトープの設置、夏期湛水管理などを行いつつ、生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図る。

また、本方針及び生物の生息状況等について、農業者等に対して周知を行う。

2 推進体制及び方策

(1) 推進体制

① 推進協議会の協力・助言

環境保全型農業を推進するため、以下の関係者による環境保全型農業推進協議会を組織し、本方針について協力・助言を得ていくこととする。

- ・行政関係（大江町、同農業委員会）
- ・生産者（認定農業者及び生産組織の代表者）
- ・流通関係業者（農協、米穀集荷団体ほか）
- ・指導機関（県村山総合支庁西村山農業技術普及課、同農村計画課ほか）

(2) 推進方策

① 土づくり・施肥

- ・山形県の施肥基準の見直しに合わせた新施肥基準の周知徹底
- ・土壌診断・生育診断による過剰施肥の防止
- ・種籾の温湯消毒処理の実施と適正な育苗管理の指導
- ・適正な代掻きの指導
- ・側条施肥田植機や肥料混合機の導入による効率的施肥技術の確立
- ・水稻直播機の導入による効率的な播種・施肥同時作業技術の確立

② 病虫害防除

- ・病虫害発生予察に基づく適期防除の周知
- ・カメムシ対策のための畦畔等一斉除草の実施
- ・生物農薬やフェロモントラップ等の有効利用

③ その他

- ・トレーサビリティシステムの普及・強化
- ・ポジティブリスト制度の遵守<コンプライアンス（法令遵守）の強化>
- ・エコファーマー認定制度の活用

- ・農業用使用済プラスチックの適正処理
- ・水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業などの実施

3 取組目標

- ・種籾の温湯消毒処理の徹底
(H24 約98% → H28 100%)
- ・エコファーマーの認定数（山形県知事認定）
(H25 144人 → H28 160人)
- ・「こだわり米」作付面積（割合）
(H24 231.1ha (71.9%) → H28 257.3ha (80%))

4 作物別生産体系

作物	技術内容	環境保全に関する効果	備考
水稲	<ul style="list-style-type: none"> ・堆きゅう肥の施用 ・有機肥料の施用 ・土壌・生育診断に基づく適正・適量施肥 ・側条施肥 ・病虫害発生予察による適期防除 ・冬期湛水管理 ・簡易ビオトープの設置 ・夏期湛水管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料の低減 ・施肥効率の向上 ・農薬散布回数の低減 ・生物多様性の保全 	
果樹	<ul style="list-style-type: none"> ・堆きゅう肥の施用 ・有機肥料の施用 ・土壌・生育診断に基づく適正・適量施肥 ・病虫害発生予察による適期防除 ・耐病性品種の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料の低減 ・施肥効率の向上 ・農薬散布回数の低減 	
野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・堆きゅう肥の施用 ・有機肥料の施用 ・土壌・生育診断に基づく適正・適量施肥 ・マルチ栽培 ・病虫害発生予察による適期防除 ・耐病性品種の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料の低減 ・施肥効率の向上 ・農薬散布回数の低減 	

附則

この推進方針は、平成25年6月4日から施行する。